処方・調剤・保険請求のQ&A

日本薬剤師会

Q 湿布薬の処方については「1処方につき70枚まで」とされていますが，気管支拡張薬や医療用麻薬の貼付剤も対象となるのでしょうか。（匿名希望）

A 対象ではありません。

現在，外来患者への湿布薬の投与において，原則として「1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合」は処方せん料を算定することが認められていません（表1）。この取り扱いは，「一度に多量に処方される湿布薬が一定程度あり，その状況が地域によって様々であることを踏まえ，残薬削減等の保険給付適正化の観点」から，2016年4月より導入されているものです。

ここでいう「湿布薬」とは，筋肉痛や腰痛などの鎮痛・消炎を効能・効果とするものを指しており，気管支拡張薬や医療用麻薬の貼付剤は対象ではありません。また，その枚数については，湿布薬の種類にかかわらず，湿布薬全体の合計枚数が「70枚」を超えているか否かで判断します（表2）。

表1　湿布薬の処方制限

第5部　投薬
F400　処方せん料
注9　入院中の患者以外の患者に対して，1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は算定しない。ただし，医師が疾患の特性等により必要性があると判断し，やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には，その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（2016年3月4日，保医発0304第3号）

表2　湿布薬の合計枚数の考え方

（問128）　湿布薬については，1処方につき70枚の制限となっているが，「70枚」の判断は，湿布薬の種類ごとに70枚ではなく，処方された湿布薬全体の合計枚数が70枚という理解でよいか。
（答）　そのとおり。

※「疑義解釈資料の送付について（その1）」（2016年3月31日事務連絡，厚生労働省保険局医療課）別添1

Q 湿布薬の処方は「1処方につき70枚まで」と制限されていますが，処方せんに70枚を超えて記載されていた場合はどうすればよいのでしょうか。（匿名希望）

A 70枚を超えて投薬することが必要であると判断した趣旨が，処方せんの「備考」欄に記載されていることを確認します。もし記載されていない場合は，処方医へ疑義照会を行ってください。

外来患者に対する湿布薬の処方については「1処方につき70枚」と制限されており，処方せんには「1回当たりの使用量および1日当たりの使用回数」または「投与日数」を記載することになっています。ただし，処方せん料について「1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合」は算定できませんが，疾患の特性などにより処方医がやむを得ず70枚を超えて投薬する必要性があると判断した場合には，その理由もしくは趣旨を処方せんの「備考」欄に記載することで算定可能とされています（表3，4）。

そのため保険薬局では，湿布薬が70枚を超えて記載されている処方せんを受け付けた場合，処方せんの「備考」欄にその理由が記載されていることを確認します。もし記載されていない場合は，処方医へ疑義照会を行い，70枚を超えて投薬する必要性があると判断した理由もしくは趣旨を確認する必要があります。そして，その内容は，

表3　湿布薬の処方制限の例外

第5部　投薬
F400　処方せん料
注9　入院中の患者以外の患者に対して，1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は算定しない。ただし，医師が疾患の特性等により必要性があると判断し，やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には，その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（2016年3月4日，保医発0304第3号）

処方医への疑義照会の結果として，処方せん（「備考」欄または「処方」欄）および調剤録に記載することも忘れずに行ってください。

表4　湿布薬を投与する際の処方せんへの記載事項

第5　処方せんの記載上の注意事項

7 「処方」欄について
投薬すべき医薬品名，分量，用法及び用量を記載し，余白がある場合には，斜線等により余白である旨を表示すること。
(3)　用法及び用量は，1回当たりの服用（使用）量，1日当たり服用（使用）回数及び服用（使用）時点（毎食後，毎食前，就寝前，疼痛時，○○時間毎等），投与日数（回数）並びに服用（使用）に際しての留意事項等を記載すること。特に湿布薬については，1回当たりの使用量及び1日当たりの使用回数，又は投与日数を必ず記載すること。（以下，略）

8 「備考」欄について
(7)　1処方につき70枚を超えて湿布薬を投与する場合は，当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること。

※「診療報酬請求書等の記載要領等について」（1976年8月7日，保険発第82号）別紙2

また，調剤報酬明細書（レセプト）を作成する際には，処方医が70枚を超えて湿布薬を投与することが必要であると判断した趣旨について，「処方せんの記載により確認」または「疑義照会により確認」したことを記載することになっています。必ず忘れずにレセプトへ記載し，記載不備として指摘を受けないよう注意してください（表5）。

表5　調剤レセプトへの記載事項

Ⅳ　調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
第2　調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2　調剤報酬明細書に関する事項
(28)　「摘要」欄について
セ　70枚を超えて湿布薬が処方されている処方せんに基づき調剤を行った場合は，処方医が当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨について，処方せんの記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。

※「診療報酬請求書等の記載要領等について」（1976年8月7日，保険発第82号）別紙1

お詫びと訂正

2016年6月号「処方・調剤・保険請求のQ&A」の文中で，一部表記が抜けておりました。
お詫び申し上げるとともに，以下の通り訂正いたします。

・29ページ左段下から10行目
「50点（薬剤服用歴管理指導料2）」　→　「50点（薬剤服用歴管理指導料2または注1のただし書きに該当）」